平成29年 第2回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第114号

平成29年第2回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年11月1日 まんのう町長 栗田 隆義

- 1. 招集日 平成29年11月9日
- 2. 場 所 まんのう町役場議場

平成29年第2回まんのう町議会臨時会会議録(第1号) 平成29年11月9日(木曜日)午前 9時30分 開会

出席議員 14名

1番	竹	林	昌	秀	2番	Ш	西	米希子	
3番	合	田	正	夫	4番	三	好	郁	雄
5番	白	Ш	正	樹	7番	白	Ш	年	男
8番	白	Ш	皆	男	9番	大	西		樹
10番	藤	田	昌	夫	11番	松	下	_	美
12番	三	好	勝	利	13番	大	西		豊
14番	Ш	原	茂	行	15番	田	岡	秀	俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

10番藤田昌大

11番 松 下 一 美

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局係長 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦 教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 髙 嶋 一 博

常包英希 企画政策課長 長 森 正 志 税務課長 住民生活課長 細原敬弘 福祉保険課長 佐 喜 正 司 会計管理者 萩 岡 一 志 健康增進課長 久保田 純 子 建設土地改良課長 農林課長 森末史博 池田勝正 琴南支所長 仲 南 支 所 長 雨霧 弘 見間照史 教育次長 学校教育課長 脇 隆 博 香 川 雅 孝 生涯学習課長 松下信重 水道課長天米賢吾 地籍調查課長 池下尚治

〇田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。本日は、平成29年第2回まんのう町臨時会開催いたしましたところ、議員の各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日の臨時議会に提出いたしておりますのは、議案4件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。 本日は、ありがとうございました。

〇田岡秀俊議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案1件を受理いたしました。

次に、地方自治法第149条の規定に基づく議案3件を受理いたしました。 以上で、報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

〇田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

〇藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

11月6日、午前11時30分より、第1委員会室におきまして、町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議いたしました。 その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております、議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度まんのう町一般会計補正予算 (第2号)) 即決でお願いします。

日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について(平成28年度(仮称)まんのう 町ものづくりセンター(ろくさん会館)改修工事(建築その1))即決でお願いします。

日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について(平成29年度四条小学校校舎等大規模改修工事)即決でお願いします

日程第7 議案第4号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案)(第3号)即 決でお願いします。

以上の日程で、意見の一致を見、午前11時45分に委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

蛇足でございますが、本日7時より、BSプレミアムにおいて満濃池が全国放送されますので、御希望の方はご覧いただいたらと思います。よろしくお願いします。 以上です。

〇田岡秀俊議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

〇田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、藤田昌 大君、11番、松下一美君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

〇田岡秀俊議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

4

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度まんのう町 一般会計補正予算第2号)

○田岡秀俊議長 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度まんのう町一般会計補正予算第2号)を議題といたします。

提出者から報告の内容説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第1号の専決処分の承認を求めることについて、(平成29年度まんのう町一般会計補正予算(第2号))について、その提案理由を申し上げます。

今回のまんのう町一般会計の補正予算は別紙専決処分書のとおり、去る平成29年10月22日に執行されました衆議院議員総選挙に要する経費について、緊急に執行を要するため編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年9月28日付で専決処分により補正をいたしました。

従いまして、同法同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めるものです。

それでは、補正予算の内容を御説明申し上げます。

予算書及び予算に関する説明書の1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,663万円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ111億8,514万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

(第15款)県支出金において、1,660万円の増額をしております。これは、「衆議院議員総選挙委託金」を追加計上した事によるものです。

8ページをお開きください。

(第19款)繰越金3万円の増額は、前年度繰越金です。

続きまして、歳出の補正について御説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

(第2款)総務費(第4項)選挙費(第9目)衆議院議員総選挙費を、報酬から備品購入費まで総額1,663万円追加計上しております。

以上、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度まんのう町一般会計補正予算(第2号))につきまして、提案理由を御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇田岡秀俊議長 これをもって、報告内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条 第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、御異議ありませ んか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度まんのう町一般会計補正予算 (第2号)) を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について(平成28年度(仮称)まんのう町 ものづくりセンター(ろくさん会館)改修工事(建築その1))

〇田岡秀俊議長 日程第5、議案第2号 工事請負契約の締結について(平成28年度 (仮称)まんのう町ものづくりセンター(ろくさん会館)改修工事(建築その1))を議 題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号の工事請負契約の締結について(平成28年度(仮称)まんのう町ものづくりセンター(ろくさん会館)改修工事(建築その

1))について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、「地方自治法第96条第1項第5号」及び「まんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条」の 規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的 平成28年度(仮称)まんのう町ものづくりセンター(ろくさん会館)改修工事 (建築その1)

契約の方法 指名競争入札

契 約 金 額 5,486万4,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額406万4,000円)

契約の相手方 香川県仲多度郡まんのう町七筒2765

まんのう経常建設共同企業体

代表者 山下 美博 でございます。

この施設は、地方創生の拠点として地方創生拠点整備交付金を利用して整備するもので、 6次産業化による農林業の振興と廃校の利活用による地域コミュニティの醸成に寄与する ものです。

次に入札執行内容及び経過について、御説明申し上げます。

本工事の入札方法は、指名競争入札です。

入札参加資格として、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項の他

- 1. 丸亀市・善通寺市・多度津町・琴平町・まんのう町からなる中讃圏域内に、建設業法上の主たる営業所を有すること。
- 2. 建設業法の規定による、経営事項審査における、建築一式工事の総合評定値が87 0点以上でかつ、特殊建築物の施工実績を有すること。
- 3. 建設業法の規定による主任技術者を有し、入札参加資格要件である建築物の担当者 としての実績を有する者を配置できること。

以上を指名条件として、11月2日に入札を執行した結果、まんのう経常建設共同企業 体が落札したことにより、本工事の契約締結を議案として上程させていただいております。

御審議の上、御議決賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇田岡秀俊議長 これをもって、報告内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ひまわりのプロジェクトは大変注目される、本町にとっては目玉となる事業だろうと思います。私は反対するのではなくて、賛成するために納得をしていきたいのがありまして、御説明を求めたいと思います。全員協議会において、平面図については質疑いたしましたが、これについては校舎の改良であり、やもなき次第と了承するものであります。公共インフラは、出来てからが問題で、出来てから運用体制を考えよったら間に合わんですね。それで、どのような使い方するのか、どのように使いこなすんか、そのノウハウは、その運用体制をお尋ねします。製造技術ですね、新しい設備それを上手に運転せないかん、トラクターだって、コンバインやって使いこなすには技術がいります。そのノウハウを一からああでもないこうでもないとやるよりは、既に、職員をどこかに派遣して搾油工場で経験させれば、一挙にノウハウは吸収できますよね。そのような専門性、食べ物が飽食の時代で、有り余るほどあります。味がよくないといかん、信頼性に疑問があったら絶対に売れませんね。食品衛生法上の向上運営をどのようにするなか、人の態勢運用体制を一つ問うておきたい。製造技術に関することですよね。

もう一つは、販路改革です。私がひまわりを所管した時ですね、できた在庫の山で、私課長やった時に売りに走り回ったわけで、販路改革をどのような人がどのような体制で行うか。流通経路に通じた所に任せるんがいいんだろうと思いますけども、こうした二点の原価の検討態勢をお伺いいたします。あわせて次回、運用体制の議案がでる時には、栽培補助金額、栽培面積、生産量、収穫量で何リットル搾れるのか、販売本数と売上見込みを次回でいいですから報告してもらいたいですね。これが、連動して、つじつまが合う数字でなければいけないですね。私は、採算制は今回は問いません。採算制が全てではないと思うからです。5千400万円を講じて校舎の改修をして、ひまわりプロジェクトの搾油工場、あるいはその他の調理加工場にするということは、基本的に賛成であります。

町長の意欲と、断固たる決意を伺っておきたい。原課の、この二点についての進捗状況 を御説明いただければ、私は賛同できるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- **〇田岡秀俊議長** 企画観光課長、長森正志君。
- ○長森企画観光課長 ただいまの竹林議員の質問にお答えしたいと思います。まず、ひまわりについてでございますが、今回の建築に至るまでの経緯として、視察をさせていただきました。兵庫県の佐用町、洲本市、それと北海道の名寄町が先進的にしておりますので、それらがどういった運用をしているのか、それとあわせて、議会の建設経済常任委員会のほうでも、うちの担当職員を同行させていただいて北海道の北竜町に視察させていただきました。それらを見てですね、今回どういったかたちがいいかということで、設計をさせていただいております。まず、技術管理についてですが、二つ目の質問の販路計画にかかってくるのですが、今回の交付金事業として販路については、百十四銀行と連携協定

+

のなかで販路促進を計画しておりますが、一方で、まんのう町出身の川西修さん、前回講演もしていただきましたが、その方が会長をされております大阪の幸南食糧ここでも販路改革で売っていただくということで進めておりますが、それを売るにあたっては、あちら側の方から、逆に現場を確認したいと品質管理が確固たるものでないと販売が難しいであろうということで、製品それと製造過程を現地で確認するということで、来られるということで予定をしております。その幸南食糧の方とも連携を取りながらやっていくのが効率がいいのか、さらには売り上げが延びるのかということで、学ばせてもらいながら進めていきたいと考えております。それと、三番目の今後の収支についても計算しておりますが、まだ始まったばかりでございますが、次回に説明できるように準備をさせていただきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

- **〇田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。
- ○竹林昌秀議員 本町の出身で、確かな事業実績がある食品流通の専門の所の御指導をいただき、そこと手を結ぶということでありますね。非常に腑に落ちるものであり、その路線で事細かな具体案をつくられることを御期待申し上げます。収支採算性に偏重したものの見方したものの味方は、私は避けたいと思っておりまして、地域社会の親交、貢献そして、町の知名度を上げる、そうした地域社会の相対で持ってこの事業の展望を図るべきであろうと思っております。経営主体の赤字採算収支というのは、判断する一材料であろうと思います。しかし、それは着実に算出して判断材料として提出されるべきものと思います。

ただいまの課長の御説明を得て、私は賛同したいと存じます。ありがとうございます。

〇田岡秀俊議長 他に質疑はありませんか。

7番、白川年男君。

〇白川年男議員 この5,000万の契約は、機械設備とかは入っているのですか。それとも、建物の改修だけですか。その辺を説明お願いします。

- **〇田岡秀俊議長** 答弁、企画観光課長、長森正志君。
- ○長森企画観光課長 ただいまの、白川年男議員さんの質問にお答えしたいと思います。 今回、上程させていただいています議案の建築その1につきましては、建築のみと考えて いただいたらと思います。それで、今回あわせて入札させていただいたのが、建築その2 ということで、もう一つの建物のほうの建築です。それ以外で、設備の話がありましたが、 電気、空調、その三つにわけて別件で入札をさせていただいております。それも、同日に 落札をさせていただいております。以上です。
- **〇白川年男議員** 了解。
- **〇田岡秀俊議長** 他に質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条 第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 工事請負契約の締結について(平成28年度(仮称)まんのう 町ものづくりセンター(ろくさん会館)改修工事(建築その1))を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について(平成29年度四条小学校校舎 等大規模改修工事)

○田岡秀俊議長 日程第6、議案第3号 工事請負変更契約の締結について(平成29年度四条小学校校舎等大規模改修工事)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号の工事請負変更契約の締結について (平成29年度四条小学校校舎等大規模改修工事)について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、平成29年度 四条小学校校舎等大規模改修工事について契約変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号、まんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

- 1. 変更増の契約金額 335万9,880円
 - うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 24万8.880円
- 2. 既契約金額 1億1,124万円
 - うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 824万円
- 3. 既本契約日 平成29年6月6日
- 4. 契約の相手方 香川県仲多度郡まんのう町七箇2765番地

まんのう経常建設共同企業体

代表者 株式会社 七箇工業 代表取締役 山下美博

でございます。

この度の変更契約の主な内容といたしましては、体育館の外壁について、精査をした結果、タイル部分の浮きの範囲が増加したこと、体育館の庇のやり替え、駐輪場の屋根の交換等を行おうとするものです。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- **〇田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
 - これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
 - 10番、藤田昌大君。
- ○藤田昌大議員 10番、藤田ですが、これ即決でありますので、なるべく詳しく教えていただきたいと思います。3,359,880円のなかで、項目全部書いております。せめてできれば、ある程度の金額をだしていただいて、総額が3,359,880円になるんやというふうにしてもらわんと、どれがどれになんぼで、どれがなんぼでと一切わかりませんので、大体の分だけ即決になりますので、ぜひ、説明していただきたいと思います。以上です。

ちょと、大ざっぱすぎるんで。

- **〇田岡秀俊議長** 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。
- ○香川学校教育課長 ただいまの、御質問についてお答えいたします。変更内容でございますが、先ほど御説明しました、外壁のタイル部分の浮きに関してですが、本小学校が体育館、校舎ともに外壁のタイル張り部分が今回、工事に際して足場を設置して精査をした結果、そのタイルの浮きの部分の増加が発見されました。なお、外壁についてはその他タイルとタイルの取り合い部分のシールとかセパ抜き穴、それと、さびの補修等、あとは、ひさしの爆裂等の部分についてのエポキシ注入あるいは、パラペット天場及び、ひさしの上部等に塗装しましたが、その仕上げ剤として防水しようとしたことなどによって、増加金額としては約600万円直行ベースでございます。それから、取り止めた所、あるいは改善したということで、仮設の足場等の減額、それから軒天等を全部撤去するということから、劣化部分の撤去に留めたこと、あと体育館の中にありますスタジオ等の改修、壁の改修についても見直しをしたことにより約300万の減額。それで、直行ベースで約300万の増額となって、共通仮設費等を加えての結果、先ほどの3,359,880円となりましたのでよろしくお願いします。
- **〇田岡秀俊議長** 再質問、10番、藤田昌大君。
- **○藤田昌大議員** 概略でございますので、外壁でなんぼ増えた、それで体育館の入り口

でなんぼ増えた、自転車置き場でなんぼやった、このくらいでええんです。そなに、細かいこと言っても、僕らわかりませんから。そら委員会でやるんやったら、そこをきちんとやったらええんですけど、よは、即決でやりますので、外壁で300万ぐらい、それと体育館の入り口でなんぼ、自転車置き場の交換でなんぼ、そのぐらいやったら直ぐ出せると思って聞いたんです。あまり細かいことをここで言うつもりはありませんので、よろしくお願いします。

項目の金額がなかったので、聞いたんです。わからなかったら、後でええわ。

- **〇田岡秀俊議長** 少し整理しておりますので、しばらくお待ちください。 答弁、総務課長、髙嶋一博君。
- **○髙嶋総務課長** 今、手元に準備ができておりませんが、概略について御手元のほうへ 配布をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[「これから、そうしてください」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 他に質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 工事請負変更契約の締結ついて(平成29年度 四条小学校校 舎等大規模改修工事)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案) (第3号)

○田岡秀俊議長 日程第7、議案第4号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算 (案) (第3号) の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

 \perp

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号の平成29年度まんのう町一般会計 補正予算(案) (第3号) について、その提案理由を申し上げます。

この補正予算案は、去る9月17日に起こった台風18号の災害復旧関連経費の中で、緊急を要する事業費について、補正をするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,761万1,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億275万2,000円とするものです。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をご覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加分を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

(第12款) 分担金及び負担金は452万5,000円の増額です。

これは、農地農業用施設災害復旧費分担金の増額によるものです。

10ページをお開きください。

(第14款)国庫支出金3,201万6,000円の増額は、(第2項)国庫補助金(第6目)災害復旧費国庫補助金において、現年度道路橋りょう災害復旧費補助金及び現年度河川災害復旧費補助金の増額によるものです。

11ページをご覧ください。

(第15款) 県支出金は1,100万5,000円の増額です。

これは、(第2項)県補助金(第9目)災害復旧費県補助金において、現年度農地農業用施設災害復旧費補助金の増額によるものです。

12ページをお開きください。

(第19款)繰越金1,916万5,000円の増額は、前年度繰越金です。

13ページをご覧ください。

(第21款) 町債は5,090万円の増額です。

これは、(第1項) 町債(第9目)災害復旧事業債において、農林業施設補助災害復旧事業債を430万円、公共土木施設補助災害復旧事業債を1,590万円、一般単独災害復

旧事業債を3,070万円追加計上するものです。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

14ページをご覧ください。

(第11款) 災害復旧費は1億1,761万1,000円の増額です。

これは(第1項)農林災害復旧費(第1目)農地農業用施設災害復旧費において、需用費、委託料、工事請負費をあわせて3,220万5,000円増額、(第2目)林業施設災害復旧費において、工事請負費を800万6,000円増額、(第2項)土木災害復旧費(第1目)公共土木施設災害復旧費において、需用費、委託料、工事請負費あわせて、7,740万円増額するものであります。

なお、15ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目 通しの程よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第4号「平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案)(第3号)」につきまして、御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案) (第3号)を 採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

-13-

よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしまた。 会議を閉じます。

これにて、平成29年第2回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間 10時12分

4

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年11月9日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員